厚生労働省告示第二百七十七号

厚 生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)

の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診 療 費 に 係る 施設基準等 (平成十二年厚生省告示第三十

号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十年四月十日

省略・新旧対照表を参照のこと】

厚生労働大臣 舛添 要一

傍線
の
部
分
は
改
正
部
分

六~十 (略) 二 (略)	六~十 (略) 二 (略)
っていること。は皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行	を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。
八 重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚泌尿器科若しく病院又は診療所であること。	八 重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚科又は形成外科 こと。
ロ 皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標ぼうしているイ (略)	ロ 皮膚科又は形成外科を標ぼうしている病院又は診療所である イ (略)
五 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準ホ・へ (略)	五の重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準がようである。
二 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態イ〜ハ (略)	二 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 イ〜ハ (略)
次のいずれかに該当する状態	次のいずれかに該当する状態
四 重度療養管理に係る状態	四重度療養管理に係る状態
(^各) な診療計画であること。	へ各と し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。
及びその日程その他入院に関し必要な事項が記載された総合的	されるリハビリテーションの内容及びその日程その他入院に関
ロ 病名、症状、予定される検査及びリハビリテーションの内容	ロ 病名、症状、予定される検査の内容及びその日程並びに予定
イ(略)	イ (略)
三 初期入院診療管理の基準一・二 (略)	三 初期入院診療管理の基準一・二 (略)
改正前	改正後